

宇 個 審 答 申 第 7 号  
平成14年12月18日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会  
会長 初 宿 正 典

宇治市個人情報保護条例第27条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年9月27日付け14宇市民第207号 - 2により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「住民基本台帳ネットワークシステムへの個人情報の提供中止請求」についての個人情報取扱事務中止請求拒否決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

なお、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）と個人情報保護との問題は、国民的な議論になっており、異議申立人の主張には理解できるところがあるので、当審議会は実施機関に対し、別紙のとおり建議する。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 個人情報取扱事務中止請求書の提出及びその受理

平成14年8月8日、異議申立人は、宇治市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第22条の規定により、実施機関に対し、住基ネットへの異議申立人の個人情報の提供中止を請求内容とする個人情報取扱事務中止請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

### 2 実施機関の請求内容に該当する事務の特定

実施機関は、請求に係る個人情報取扱事務（以下「本件事務」という。）を「住民基本台帳に関する事務のうち電気通信回線を通じて京都府知事に対して行う通知」事務であると特定した。

### 3 本件事務の中止請求に係る決定

同年9月5日、実施機関は、条例第23条第1項の規定による個人情報取扱事務中止請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

### 4 異議の申立て

同年9月12日、異議申立人は、本件処分を不服として異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

### 1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件事務の中止を求める。

### 2 主張

(1) 異議申立書は別紙1のとおりである。

(2) 異議申立人は、自身の意思により意見書を提出しないで、意見陳述を行った。

その概要は以下のとおりである。

#### ア はじめに

政治に詳しくない一市民の意見として聞いていただきたい。

#### イ 住基ネットの問題点について

導入にあたって、国も地方自治体も説明不足であり、多くの市民がこの住基ネットについて正しい知識を持っていない。このような状態で見切り発車された。

よく利便性の向上ということが言われるが、これまでも不便を感じたことはなく、また今後も、他の市町村で住民票をとる必要があるとは思えず、利便性向上という説明には説得力がない。ただ、国の仕事をやり易くするための制度ではない。

機械操作ゆえの誤送信、ハッカー被害等、安全面に対しても相当な不安を感じている。

#### ウ 全国状況と実施機関のとりべき措置について

他の自治体の中には危険性を危惧して接続を中止しているところもあるのに、住民情報流出事件を経験している宇治市は安易に住基ネットに接続した。実施にあたって市民の声を聞くなど、より慎重な措置をとるべきであった。

常時接続を行う来年8月までには個人情報保護法制が整備されるだろうという、推測の域を出ない範囲での判断により接続したのであれば、抗議する。それならば、法制の整備を待ってからの接続にしてほしかった。

#### エ 主張する結論について

条例に規定している、自己の個人情報の適正な管理に努めなければならないという「市民の責務」に基づいて、本件事務の中止を請求する。私一人の中止請求という問題だけではなく、横浜市のように選択方式を導入するなど、宇治市には市民の立場に立って判断するような自治体になってほしい。宇治市が宇治市民を守らなければ誰が守ってくれるのか。

### 第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙2のとおり。

### 第5 判断

#### 1 基本的な考え方

本件事務は住民基本台帳法第30条の5の規定に基づく事務である。すなわち、住民基本台帳法第30条の5は「市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項〔省略〕の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報〔省略〕を都道府県知事に通知するものとする。」と規定しており、本条は義務規定であると解釈されることからすれば、条例の中止請求権に基づいて本件事務を中止することができるかどうかについては、たしかに疑義のあるところである。しかし、住基ネットと個人情報保護の在り方が国民的議論となっているという事実および複数の地方公共団体が住基ネットから離脱しているという現状に鑑み、当審議会としては

住民基本台帳法における個人情報保護措置を検証した上で、本件事務の条例第9条第1項該当性につき審査する。

## 2 住民基本台帳法における個人情報保護措置の検証

(1) 住民基本台帳法における個人情報保護措置は概ね以下のとおりである。

### ア 本人確認情報

市町村長が都道府県知事に通知し、都道府県知事が国・その他の地方公共団体の機関等に提供する本人確認情報は、氏名、住所、年齢、性別、コード番号及びそれらの変更情報に限定され（第30条の5第1項）、政令で保存期間を定めることとされている（第30条の5第3項）。

### イ 第三者機関

都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関には本人確認情報保護委員会を設置することとしている（第30条の9、第30条の15）。

### ウ 利用・提供の制限

都道府県知事が本人確認情報を利用することができる場合を限定している（第30条の8）。都道府県知事が本人確認情報の提供を行う、国・地方公共団体の機関等及びその事務を限定している（第30条の7第3項から第6項）。

都道府県知事及び指定情報処理機関及び、本人確認情報の受領者に対して、法令の定める範囲を超えて本人確認情報の利用又は提供を行うことを禁止している（第30条の30、第30条の34）。

### エ 開示請求権等

住民基本台帳に記載されている者は、住民票コードの記載の変更を請求することができる（第30条の3）。

何人も都道府県知事又は指定情報処理機関に対して、自己の本人確認情報の開示を請求することができる（第30条の37）。

自己の本人確認情報の訂正・追加・削除の申出を行うことができる（第30条の40）。

### オ 秘密保持義務

指定情報処理機関の役職員等、本人確認情報の電子計算機処理に従事している都道府県又は市町村の職員等、本人確認情報の電子計算機処理に従事している受領者の職員等に対して秘密保持義務を課し（第30条の17、第30条の31、第30条の35）、これに違反した者には2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される（第42条）。

### カ その他

本人確認情報の安全確保の措置の義務付け、住民票コードの告知要求制限、住民票コードの利用制限等が規定されている。

- (2) 住民基本台帳法には個人情報保護措置が講じられているが、現時点では包括的な個人情報保護法制の整備ができておらず、市町村また全国的なネットワークシステムの安全性を確保するための技術的な不安を拭うことができていない。住基ネットは法制度面及び技術面において、なおいくつかの問題を残しているものと考えられる。

しかし、上で述べたとおり、住民基本台帳法は個人情報の保護に関して一定の法的措置を講じており、全くその配慮を欠くものとは言えず、したがって、住民基本台帳法と条例の精神がかみ合っていないとまで言い切ることはできない。それゆえ、実施機関が住民基本台帳法の規定には従わざるを得ないと判断したことはやむを得ないところである。

### 3 第9条第1項該当性

本件事務については、条例第9条第1項の「提供の制限」との関係が問題となる。

条例第9条第1項は「実施機関は、個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。」として、個人情報の提供を原則的に禁止する一方で、「次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。」とする例外規定を設け、その第1号で「法令に基づくとき。」と規定している。本件事務は住民基本台帳法第30条の5第1項の規定に基づく京都府知事への通知事務であるから、第1号の例外に該当することは言うまでもない。よって、本件事務は条例第9条第1項の規定に違反しない。

## 第6 結語

以上のことから、結論のとおり答申する。

本件異議申し立ての経過

年月日	経過
平成14年8月8日	個人情報取扱事務中止請求
平成14年9月5日	個人情報取扱事務中止請求拒否決定
平成14年9月12日	個人情報取扱事務中止請求拒否決定処分に対する異議申立て
平成14年9月27日	個人情報保護審査諮問
	実施機関から理由説明書收受
平成14年10月16日	異議申立人から意見聴取（平成14年度第2回審議会）
	実施機関による理由説明聴取（平成14年度第2回審議会）
平成14年11月8日	審査（平成14年度第3回審議会）
平成14年12月5日	審査（平成14年度第4回審議会）
平成14年12月18日	答申